

仕様書

この仕様書は、業務について、下関市が委託する仕様を示すものである。

- 1 業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。
- 2 業務の履行場所及び区域（以下「区域」という。）は、別紙 2 図面に示すとおりとする。
- 3 業務の実施時期及び回数については、次のとおり行うものとする。
 - (1) トイレ清掃
月 2 回
 - (2) ふれあい広場草刈・除草等業務、道路沿い伐採業務
令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までに 1 回
 - (3) ふれあい広場草刈・除草等業務
令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに 1 回
- 4 業務施行の際は、利用者及び通行人等の安全を図るため標識等の設置、作業区域の明示、その他必要な安全対策をとらなければならない。
- 5 第 7 項に掲げるもののほか、区域内の美化等、当然必要と考えられることは、誠実に施行すること。
- 6 受託者は、業務を実施した場合は作業内容を明らかにするため、所定の作業日誌に作業内容を記載し、作業前後の状態がわかる写真を添付して、各月の業務完了後市に提出すること。
- 7 業務は清掃、除草、花木剪定、芝刈施肥除草等とし、作業内容については次のとおりとする。
 - (1) 清掃とは、区域内の清掃を行うものでゴミ処理を含む。
 - ア 区域内のゴミを取りこぼしのないようきれいにかき集め、運搬処理すること。
 - イ 区域内に散乱するゴミ類と共に、落葉、落枝等も竹ぼうき等によりかき集め、運搬処理する。
 - ウ 花木付近のゴミ等の処理は、花木類を傷めないよう注意すること。
 - エ 清掃は、区域内の便所、側溝、集水桝を含むものとする。特に、便所の清掃については、洗い流しの清掃を実施して清潔に保つこと。
 - (2) 除草とは、区域内の刈取り及び抜取り除草を行うもので、除草後の雑草の処理を含む。
 - ア 既存の花木類を傷めないよう鎌などを用いて根際より刈り取ること。
 - イ 花木園内の除草は、既存の花木を傷めないよう抜き取ること。
 - ウ 雑草は速やかに処理し、除草後はきれいに清掃すること。
 - (3) 花木剪定とは、区域内の花木の剪定を行うもので、刈り取った枝等の処理を含む。
 - ア 既存の花木類を傷めないよう剪定はさみなどを用いて、徒長枝等を均

一に刈り取ること。

イ 刈り取った枝等は、速やかに処理し、刈り取り後はきれいに清掃すること。

(4) 芝刈施肥除草とは、区域内の芝生の芝刈、施肥及び除草を行うもので、刈り取った芝及び抜き取った雑草の処理を含む。

ア 芝生地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除くこと。

イ 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。

ウ 施肥は慣行に従い実施すること。

エ 刈り取った芝等は、速やかに処理し、作業後はきれいに清掃すること。

(5) 施設の維持、管理、保守に関すること及び下関市が必要と認めた業務を行うこと。

(6) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じて下関市と受託者が協議して定めるものとする。

(7) その他、別紙3 特記仕様書（環境編簡易）及び別紙4 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおり